役職員慶弔見舞規程

宮川下流漁業協同組合役職員等慶弔見舞規程

(目的)

第 1 条 この規程は、宮川下流漁業協同組合の役職員等(理事、監事、職員、連絡員、庶務をいう。)に対する慶弔見舞の支給等について必要な事項を定める。

(結婚祝金)

第 2 条 役職員等が結婚したときは、結婚祝金 20,000 円を贈るものとする。

(見舞金等)

第3条 役職員等が傷病により7日以上入院したときは、見舞金20,000 円をおくるものとする。但し、長期入院及び長期にわたる自宅療養の場合は、理事会に諮って決定するものとする。

(災害見舞)

第4条 役職員等の住居が、火災、風水害、震災、その他不慮の災害により羅災したときは、理事会に諮って見舞金をおくるものとする。

(弔 慰 金 等)

- 第 5 条 役職員または家族が死亡したとき等は、次の各号により弔慰金を おくることができる。
- 1 役職員が死亡したとき。
 - (1) 弔電
 - (2) 弔辞
 - (3) 生花等
 - (4) 香典 20,000円
 - (5) 全役職員が会葬
- 2 役職員の配偶者が死亡したとき。
 - (1) 弔電
 - (2) 香典 10,000円
 - (3) 組合長及び地区役員が会葬

- 3 役職員と同居の一親等が死亡したとき。
 - (1) 香典 10,000円
 - (2)組合長及び地区役員が会葬
- 4 連絡員または庶務が死亡したとき。
 - (1) 弔電
 - (2) 香典 10,000 円
- 5 連絡員または庶務の配偶者が死亡したとき。
 - (1) 弔電
 - (2) 香典 5,000円
- 6 その他、その他、組合長が必要と認めるときは、以下の範囲内において、組合長の専決により行うことができる。
 - (1) 弔電
 - (2) 香典 10,000 円

附 則

この規程は、令和4年1月25日より施行する。